第八条（見出しを含む。）及び第九条	法第二十二条第九項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第九項
第八条	法第二十条第一項第三号及び第四号	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第三号及び第四号
第九条第一項	法第二十条第一項第二号から第四号まで	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第二号から第四号まで

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（法附則第三条の規定により認定の請求があったものとみなされた者に関する経過措置）

第二条　法附則第三条の規定により法第六条第一項の規定による認定の請求があったものとみなされた者に係る法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第十八条第五項の適用については、同項中「第六条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは「の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月」と、「当該認定の請求をした際」とあるのは「施行日」とする。

（法附則第四条に規定する者に関する経過措置）

第三条　法附則第四条に規定する者は、法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しないものとする。

2　法附則第四条に規定する者のうち平成二十二年九月三十日までの間に法第六条第一項の規定による認定の請求をしたものに係る法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第十八条第一項又は第二項の規定による費用の負担については、同条第五項の規定にかかわらず、法の施行の日の属する月から平成二十三年三月までの間（法附則第四条第二号に掲げる者にあっては、その者が子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から同年三月までの間）は、法第六条第一項の規定による認定の請求をした際における被用者又は被用者等でない者の区分による。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（年金特別会計における子ども手当に関する経理）

第十四条の二　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに」とする。

（健康保険法施行令の一部改正）

第五条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例）

第八条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第六条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十一条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「及び」とあるのは「並びに」と、「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第七条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」を「、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」に改め、第三十五条中「及び児童手当法」を「、児童手当法及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第八条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例）

第八条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第九条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例）

2　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。